

那覇市立小学校自然教室実施事業貸切バス賃貸借契約書

那覇市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、那覇市立小学校自然教室実施事業に係る貸切バスの賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次に掲げるとおりとする。

- 件名 那覇市立小学校自然教室実施事業貸切バス賃貸借（単価契約）
- 契約期間 契約の日から令和7年2月28日までとする。
- 業務内容 別添仕様書のとおり
- 契約単価 賃借料は下記のとおりとする。

	単価
沖縄県立石川青少年の家	円／台（消費税及び地方消費税含む）
沖縄県立玉城青少年の家	円／台（消費税及び地方消費税含む）
有料高速道路を利用した場合、高速料金は別途請求とする。	

（賃貸借料の支払い）

第2条 賃貸借料は、契約単価に運行台数を乗じた額とする。

2 甲は、前項に定める賃貸借料を次条の報告書の検収合格後、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（報告書の提出）

第3条 乙は、仕様書に基づく報告書を甲に提出し、甲は報告書を受けたときは、速やかに検収するものとする。

（契約の解除）

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 乙又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- 乙が正当な理由無く、本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- 本契約の履行について、乙に不正又は不当な行為があったと甲が認めたとき。
- 乙が明らかに本契約を履行することが出来ないと甲が認めたとき。
- 乙から契約解除の申出があったとき。

2 乙は、前項第5号の規定により契約の解除を申し出るときは、当該契約を解除しようとする日の60日前までに書面により甲に通知しなければならない。

(信義則)

第5条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(損害賠償)

第6条 乙は、委託業務の実施に当たり甲及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 乙は、本契約に違反したことにより甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

3 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務の実施にあたって職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第8条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意を持って協議し、定める。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙